

川西町・三宅町式下中学校組合 GIGA スクール校内通信ネットワーク整備業務

公募型プロポーザル実施要領

川西町・三宅町式下中学校組合教育委員会

令和2年10月

1. 趣旨

この要領は、川西町・三宅町式下中学校組合（以下、「組合」という）が「GIGAスクール構想」を実現するための、川西町・三宅町式下中学校組合 GIGA スクール校内通信ネットワーク整備業務（以下、「本業務」という）を実施するにあたり、公募型プロポーザル方式（以下、「プロポーザル」という）により、委託業務に関する企画提案書を公募し、本業務に係る調査設計・施工業務を価格評価のみならず、企画提案書やヒアリング内容等を総合的に判断し、最も優れた企画提案を行った事業者を、本業務委託の受託者として選定するために必要な事項を定める。

2. 事業の目的

本業務は、式下中学校の普通教室等に、校内ネットワークを令和2年度中に整備することで、生徒の情報活用能力の育成と公正に個別最適化された学びの実現を図る。今後、児童が「1人1台端末」を使用可能な教育環境を実現するため、「高速大容量の通信ネットワーク」を整備し、ICTを基盤とした先端技術等を効果的に活用でき、快適に学べる学習環境を目的とする。

3. 業務の概要

(1) 業務名

川西町・三宅町式下中学校組合 GIGA スクール校内通信ネットワーク整備業務

(2) 対象施設

川西町・三宅町式下中学校組合立式下中学校

住所：奈良県磯城郡川西町大字結崎1866番地

(3) 履行期間

契約締結日から令和3年2月26日まで

(4) 提案上限額

26,950,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

※この金額は技術提案内容の規模を示すためのものである。

(5) 業務の事務局

川西町・三宅町式下中学校組合教育委員会事務局

〒636-0202 奈良県磯城郡川西町大字結崎 32 番地の1

TEL:0745-44-2684 FAX:0745-43-3245

Mail:ksoumu@town.nara-kawanishi.lg.jp

(6) 業務概要

参加者は、ネットワーク仕様書に基づいて実施するネットワーク構築に係る下記の業務を行うこと。

○設計業務

対象施設における情報通信ネットワーク構築に係る実施設計業務

- ・ ネットワーク構築に必要な現地調査
- ・ ネットワーク構築に必要な物理設計、論理設計
- ・ ネットワーク構築に必要なネットワーク仕様書の各種提出書類の作成
- ・ 新設ネットワーク施工図・竣工図作成
- ・ 施工業務での調達機器等の確認、現場の施工確認、工程管理
- ・ 調達機器の確認及び施工確認等を行った結果を記録した各種文書の作成

○施工業務

対象施設における情報通信ネットワーク構築に係る施工業務

- ・ ネットワーク構築に必要な通信機器、部材等の調達
- ・ ネットワーク構築に必要な配線及び電源の確保等の工事
- ・ ネットワーク構築に必要な通信機器等の設置

○通信業務

対象施設における設定業務及び通信試験

- ・ ネットワーク構築に必要な通信機器等の設定
- ・ 構築したネットワークの通信試験
- ・ 構築したネットワーク運用に必要な各種文書の作成

4. 参加資格要件

参加資格を有する者は、次に掲げる要件すべてに該当する事業者とする。

(1) 参加資格要件

- ・ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に該当していないこと。
- ・ 川西町及び三宅町から入札参加資格停止等の措置を受けている期間中でない者であること。
- ・ 川西町暴力団排除条例及び三宅町暴力団排除条例に規定する暴力団または暴力団員でないこと。
- ・ 国税・地方税について未納がないこと。
- ・ 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定に基づく更生手続開始の申し立てがなされていない者であること。
- ・ 民事再生法(平成11年法律第225号)による再生手続開始の申し立てがなされていない者であること。

5. 実施スケジュール

| | |
|---------------|-------------------------------------|
| 公告日 | 令和2年10月7日(水) |
| 質問の提出期間 | 令和2年10月8日(木)～10月16日(金) |
| 質問の回答 | 令和2年10月20日(火) |
| 参加申込書・提案書提出期限 | 令和2年10月23日(金) |
| プレゼンテーション実施日 | 令和2年11月4日(水)～11月6日(金) 注：詳細は改めて通知 |
| 審査結果の通知 | 令和2年11月上旬予定 |

なお、上記については変更する場合がある。

6. 質問及び回答

本プロポーザルの実施について不明な点がある場合は、次の方法により質問を受け付ける。

- ・提出期限 令和2年10月16日(金曜日)
- ・質問方法 様式3により電子メールで送信すること。
なお、メール送信後、事務局まで着信確認の連絡を行うこと。
- ・回答方法 令和2年10月20日(火曜日)までに全員に電子メールにて返信する。
なお、返信を受けた時は事務局に着信の報告を行うこと。
ただし、本業務の受託候補者の選定において、公平性を保てないと判断される質問については、回答しない場合がある。

7. 書類の提出

- ・提出期限 令和2年10月23日(金曜日)
- ・提出部数 正本 1部(代表者印押印のもの)
副本 6部(正本の写し)
電子媒体(CD-R等) 1部
- ・企画提案書記載事項
企画提案書は記載すべき事項内容に基づいて作成すること。なお、より良い提案がある場合は、明記すること。企画提案書の枚数に制限は設けない。提案書サイズは、日本工業規格A4(一部A3版資料折込使用可)とし、任意様式にて作成すること。
- ・提出方法 持参又は郵送(郵送の場合は送達ができる書留等に限る)
(持参の場合は、土日・祝日を除く、午前9時から午後5時まで)
- ・提出先 〒636-0202 奈良県磯城郡川西町大字結崎32-1
川西町・三宅町式下中学校教育委員会事務局

・提出書類

| 提出書類 | 様式 | 部数 | 内容等 |
|-----------------------|-----|--------------|-------------------------------------------------------------------|
| ①参加表明書 | 第1号 | 正本1部 副本6部 | |
| ②企業等概要書 | 第2号 | 正本1部 副本6部 | |
| ③企画提案書 | 任意 | 正本1部 副本6部 | ・本業務仕様書に掲げる事項を盛り込んだものとする。 ・上記仕様書に記載がない事項についても、有益な提案があれば記載すること。 |
| ④導入費用見積書※ | 任意 | 正本1部 副本6部 | ・本業務に係る調査設計・構築費用の見積を記載すること。(導入年度の運用・保守費用を含む) |
| ⑤運用保守費用見積書※ | 任意 | 正本1部 副本6部 | ・本事業で構築したネットワークの翌年度以降5年間(令和3年度から令和7年度)の運用・保守費用について年度毎に記載すること。 |
| ⑤業務の実施体制 | 任意 | 正本1部 副本6部 | |
| ⑥事業全体スケジュール | 任意 | 正本1部 副本6部 | |
| ⑩国税及び地方税に滞納がない証明書(写し) | | 正本1部 副本6部 | ・写し可、直近3ヶ月以内 |

・正本については、該当箇所に届出印を押印すること。また提出書類は、ファイル等で綴じ提出すること。

※見積書については、合計金額と内訳詳細金額を記載すること。

8. 優先交渉権者の選定

(1) 審査会の設置

組合は、業務における優先交渉権者の選定にあたり、公正性及び透明性を確保するために、「川西町・三宅町式下中学校組合 GIGA スクール校内通信ネットワーク整備業務公募型プロポーザル審査会」（以下、「審査会」という）を設置する。審査会は非公開とする。

(2) 提案書・プレゼンテーション

参加要件を有する参加者は、提案書の提出及びプレゼンテーションを実施する。審査会は、提出された提案書・プレゼンテーションについて審査評価基準に基づき評価を実施する。

提案書・プレゼンテーション審査により、業務遂行能力、業務の品質、価格等を総合的に評価し、評価値が最も高い参加者を優先交渉権者として、次に高い参加者を次点候補者として選定する。

プレゼンテーションの開催場所、時間、進行などの詳細については、参加資格要件を有する参加者に事務局よりおって通知する。

9. 優先交渉権者等の決定

管理者は、審査会の選定結果を受け、優先交渉権者及び次点候補者を決定し、その参加者への結果通知書により通知する。また、優先交渉権者又は次点候補者に決定されなかった参加者に対しても同書面によりその旨を通知する。

参加者が1提案者の場合、審査会がプロポーザル実施要領、仕様書等を満たすと判断した場合は、その提案者を交渉権者として決定する。

なお、審査に関する問い合わせには、一切回答しない。また、審査結果等に対する異議申し立てはできないものとする。

10. 審査評価基準

参加者により提出された提案書の書類審査及び評価値審査を実施する。評価値審査に当たっては、提案書の内容を踏まえ、プレゼンテーション、審査会による参加者への個別ヒアリングなどを総合的に判断し、公正に評価する。

(1) 書類審査

参加者が提出した書類を確認し、必要事項を満たしているか確認する。提案書に未記入・誤記があれば、追記・修正等を依頼する。

(2) 評価値審査（算定方法）

本業務の履行に最も適した契約の受託候補者を、厳正かつ公正に決定するため、

審査会を設置し審査会委員が提出された提案書類に基づき採点を行う。その上で、以下ア及びイのいずれも満たす者を受託候補者として選定するものとする。ただし、最高得点者が2提案者以上になった場合は、提案価格が低いものを優位とし、評価値及び提案価格が同値の場合は、くじ引きにより優位を決定する。

ア 合計得点が、以下の式を満たしている者

合計得点 \geq 評価項目の合計得点（150点） \times 審査会委員の人数 \times 0.6

イ 合計得点が最も高い者

（例）審査会委員5名の場合

450点未満となった提案者は、受託候補者としない

（3）失格事項

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- ・虚偽の内容が記載されている場合。
- ・業務について、審査会委員に接触した場合。
- ・審査結果に影響を与える工作等、不正な行為が行われた場合。
- ・参加資格要件を満たさないことが判明した場合。
- ・上限価格を超える提案をした場合。
- ・プロポーザル参加意向申出書の提出期間以後、事業者の特定の日までの手続期間中に指名停止になった場合。
- ・その他、提案書等の提出に際して不正な行為があったとき、または要領に定める手続きによらなかった場合。

表1 審査項目

| 評価項目 | | 評価の観点 | 配点 |
|------------------------|--|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|
| (1) 事業全体のスケジュール | | 本業務の仕様書等を踏まえ、現時点での記述可能なレベルで具体的なスケジュールが明示され、本業務の完了を期待できる内容となっている。 | 20 |
| (2) 実施体制 | | 構築完了までの体制については、要員の役割を明示したうえで、その考え方や根拠が明示されており、下請負または再委託を予定している場合には、考え方や役割分担が明確になっているか。 | 10 |
| (3) 設計の考え方 | | 本業務の仕様書等を踏まえ、設計方法が具体的に明示されており、安定した授業運営が行えることが期待できる内容となっているか。また、仕様書等に記載がない事項についても、有益な提案があれば記載されているか。 | 25 |
| (4) 機器選定 | | 本業務の仕様書等を踏まえ、機器選定がされているか。また、仕様書等に記載がない事項についても、有益な提案が記載されているか。 | 25 |
| (5) 施工管理 | | 品質管理及び施工精度の向上が十分に図られた内容となっているか。また、工事期間中の学校関係者等への利便性の配慮が具体的に明示されているか。 | 5 |
| (6) 安全管理 | | 学校関係者等への安全を十分に確保できる内容となっているか。 | 5 |
| (7) 通信試験 | | 本業務で構築するネットワークと既存ネットワークの接続及び動作試験について、関係事業者との調整方法について明確な記載があり、安定した運用が期待できる内容となっているか。 | 10 |
| (8) その他の提案 | | 校内ネットワーク仕様書以外に、1人1台端末が実現したときに、より快適な利用環境（ネットワーク環境）、本町にとって有益な提案や機能等の独自提案が含まれているか。 | 20 |
| (9) 価格 導入費用見積額 | | (提案者の最も低い価格 ÷ 当該提案者の価格) × 20 | 20 |
| (10) 価格※1 運用保守費用見積額 | | (提案者の最も低い価格（令和3年度以降の提案額） ÷ 当該提案者の価格（令和3年度以降の提案額）) × 10 | 10 |
| 合 計 | | | 0 ~ 150 |

※1：小数点以下を切り捨てた後、集計する。（提案額が0円の場合は、満点とする。）

表2 審査項目の採点基準

| 評価 | 判断基準 | 得点化基準 |
|----|---------|------------|
| A | 特に優れている | 各項目の配点×1.0 |
| B | 優れている | 各項目の配点×0.8 |
| C | 普通 | 各項目の配点×0.6 |
| D | やや劣る | 各項目の配点×0.4 |
| E | 劣る | 各項目の配点×0 |

11. 契約

(1) 契約手続

組合は、決定された優先交渉権者と契約に向けた事務を進める。ただし、(3)により優先交渉権者の優先交渉権が取り消され契約を締結できない場合は、次点候補者を新たな優先交渉権者とし、契約を締結する。

契約金額については、優先交渉権者の提案書の内容を精査し、提案価格見積書により提示された金額について管理者及び優先交渉権者と協議のうえ、随意契約により決定する。

(2) 提案書の履行

事業者は、提案書の提案事項のうち、組合が採用をみとめたものについては、責任をもって確実に履行すること。(設計業務の完了時に、組合がその提案事項の履行について不要と認める場合は除く)

なお、提案書の提案事項を達成する意思が事業者に認められないなど、提案書に記載した事項に対する履行状況が特に悪質と認められた場合は、契約を解除し、損害賠償の請求を行うことがある。

(3) 優先交渉権の取り消し等

優先交渉権者が、契約の締結までに資格要件を満たさなくなった場合又はその他の理由において、優先交渉権者と契約が締結できない場合、組合は当該優先交渉権の優先交渉権を取り消し、次点候補者を優先交渉権者として契約交渉を行う。

優先交渉権者が、契約の締結が出来ないことが明らかになった場合は、組合に対し速やかに文書(任意様式)により、その旨を届け出ること。

12. その他

(1) 費用負担について

提出書類等の作成及び提案書・プレゼンテーション審査に際して必要となる費用は、参加者の負担とする。

(2) 参加辞退について

参加を辞退した場合であっても、これを理由として今後不利益な取り扱いをすることはない。

(3) 書類の返還について

提出された書類等については、返還しない。

別紙 I

| No | 学校名 | 無線 AP | | 情報コンセント | 充電保管庫 | 画像伝送装置 |
|----|-------|-------|-----|---------|-------|--------|
| | | 校舎棟 | 体育館 | | | |
| 1 | 式下中学校 | 44 | 2 | 13 | 11 | 20 |

※上記設定予定の機器個数については、組合の想定とするが、調査の結果、必要な個数を準備すること。

※無線 AP については、無線が届かない所は受注者において設置すること。